

# 住宅用地にご活用ください 町の土地を売り払います

町では、次の住宅用地を売り払いますので、購入を希望される方は売り払い条件にしたがってお申し込みください。

## 1 売り払う土地と価格

番号	所在	面積：m <sup>2</sup>	坪	価格：円
①	南3条5丁目7番地の1	423.10	127.98	3,436,000
②	南3条5丁目7番地の2	423.10	127.98	3,212,000
③	南4条5丁目7番地の2	422.99	127.95	3,211,000

※土地は原則、現状のままの売り払いとなります。

## 2 売り払いの条件および方法

- (1) 羽幌町民（転入予定者も含む）で平成30年8月31日までに自ら居住する住宅建設に着手できる方。
- (2) 所有権移転後、5年間は所有権の移転及び他の者への貸し付けはできません。
- (3) 1区画に2人以上の申し込みがあった場合は抽選により購入予定者を決定します。
- (4) 購入予定者が決定したら売買契約を行い、手付金として20万円を納めていただきます。
- (5) 購入予定者が住宅建設のための建築確認申請をした後、売払価格から手付金を差し引いた残額を納めていただき土地の所有権を移転します。

## 3 申し込み方法

- (1) 役場財務課へ申込用紙を提出してください。申込用紙は財務課に用意してあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 土地の状況や区画の境界など、事前の現地確認も随時受け付けます。

## 4 申し込み期限

平成27年8月31日（月）

※ただし、今回の売り払いで残区画が生じた場合は、期限後も随時申し込みを受け付けます。

## 5 売り払う土地の位置と区画



📍お問い合わせ

財務課管財係 ☎ 62-7001（課直通）